

2020年6月4日



各位

株 式 会 社 F R O N T E O  
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏  
(コード番号：2158 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 上 杉 知 弘  
電 話 番 号 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年6月4日開催の取締役会において、2020年6月29日開催予定の第17回定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1)当社及び当社のグループ会社の今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (2)法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定の新設及び補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第34条(監査役の選任)及び第35条(監査役の任期)について記載内容の一部の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月29日(予定)  
定款変更の効力発生日 2020年6月29日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (省略) (新設)</p> <p>(9) (省略) (10) (省略) (11) (省略) &lt;中略&gt;</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(9) <u>臨床試験、検査、診断、予測等の医療分野等における支援サービス</u></p> <p>(10) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) &lt;中略&gt;</p>
<p>第34条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(現行どおり) (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第35条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

以上